

4 届出と証明

戸籍の届出

本 庁：市民課
総合支所：市民課

戸籍は人の出生や死亡、親子、夫婦などの身分関係を登録し、公に証明するものです。

種 類	届 出 人	届出期間	必要なもの
出 生 届	父または母	生まれた日から14日以内	出生届書（出生証明書）届出人の印鑑 母子健康手帳 国民健康保険被保険者証（加入者のみ）
死 亡 届	死亡者の同居の親族、その他の親族、同居者など	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡届書（死亡診断書）届出人の印鑑 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） 介護保険被保険者証（加入者のみ） 国民年金証書（受給者のみ）
婚 姻 届	夫と妻（届出書には成人の証人2名の署名・押印が必要）	期間の定めはありません （届出により法律上の効力が発生します）	婚姻届書、夫婦両方の印鑑（一方旧姓） 戸籍謄本（本籍地が市外の場合） 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） 未成年のときは父母の同意書
転 籍 届	戸籍の筆頭者とその配偶者	期間の定めはありません （届出のあった日から効力が発生します）	転籍届書、届出人の印鑑 戸籍謄本（市内での転籍の場合は不要）

届出人の本人確認をします。運転免許証やパスポートなど、官公庁発行の写真入りの身分証明書をお持ちください。

戸籍等に関する証明手数料

種 類	手数料	必要なもの
戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本・除籍謄本）	1 通 4 5 0 円	請求者・窓口に来た人の印鑑 代理人が申請する場合は委任状と代理人の印鑑が必要です。
戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本・除籍抄本）	除籍は 7 5 0 円	
改製原戸籍謄本・抄本	1 通 7 5 0 円	
戸籍記載事項証明書・戸籍届書の受理証明書	1 通 3 5 0 円	
身分証明書	1 通 3 0 0 円	

住所に関する届出

本 庁：市民課
総合支所：市民課

住所が変わったときや世帯員に変更があったときは届け出なければなりません。

届出事項	種 類	届出期間	必要なもの
他の市町村から引っ越してきたとき	転入届	住み始めた日から14日以内	届出人の印鑑 転出証明書（前住所地で交付されたもの） 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） 国民年金手帳（加入者のみ）
他の市町村に引っ越すとき	転出届	転出する日・転出する先が決まったら速やかに	届出人の印鑑 印鑑登録証（登録者のみ） 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） 介護保険被保険者証（加入者のみ）
市内で住所を変えたとき	転居届	新しい住所に住み始めた日から14日以内	届出人の印鑑 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） 介護保険被保険者証（加入者のみ）
世帯主が変わったり世帯を合併・分離したとき	世帯主変更届 世帯合併届 世帯分離届	変更した日から14日以内	届出人の印鑑 国民健康保険被保険者証（加入者のみ）

住民登録に関する証明手数料

種 類	手数料	必要なもの
住民票の写し	1 通 300 円	請求者・窓口に来た人の印鑑 代理人が申請する場合は委任状と代理人の印鑑が必要です
住民票の記載事項に関する証明	1 通 300 円	
戸籍の附票の写し	1 通 300 円	
住民基本台帳カードの交付	1 枚 500 円	写真、印鑑、運転免許証等の身分証明書

印鑑登録

本 庁：市民課
総合支所：市民課

印鑑登録証明書は、個人の登録した印鑑を公に証明するものです。渋川市に住民登録または外国人登録をしている15歳以上の人（成年被後見人を除く）は、1人1個の印鑑を登録できます。

○すでに印鑑登録証をお持ちの方

6市町村で交付した印鑑登録証は、合併後に新しい印鑑登録証と交換します。印鑑登録証明書の交付申請時に交換するか、印鑑登録証を持参し、窓口で交換してください。

○合併後に印鑑登録をする方

印鑑の登録は登録者本人が来庁し申請する必要があります。

登録できない印鑑	・他の人が登録している印鑑	・ゴム印等で変形しやすいもの
	・プレス印鑑（三文判）	・ふちのないものや欠けているもの
	・印影が8mmの正方形に収まるもの	・印影が25mm正方形に収まらないもの

印鑑登録等に関する証明手数料

種 類	手数料	必要なもの
印鑑登録証明書の交付	1 通 300 円	印鑑登録証
印鑑登録証の交付（印鑑登録）	1 枚 200 円	登録する印鑑、運転免許証等の官公庁が発行した写真付きの身分証明書

外国人登録

本 庁：市民課

日本に90日以上滞在する外国人の方は外国人登録が義務づけられています。

種 類	手数料	必要なもの
新規登録申請（入国・出生）	入国から90日以内	旅券、写真2枚、住所の証明
	出生から60日以内	出生届、住所の証明
変更登録申請（居住地、国籍、在留資格、期間、勤務の変更）	変更の日から14日以内 左記以外は変更後速やかに	外国人登録証明書、住所の証明、旅券、在職証明書等
交付申請（新しい外国人登録証明書の作成）	外国人登録証明書の切替期間満了日から30日以内、その他は事実があった日から14日以内	外国人登録証明書、旅券、写真2枚

外国人登録に関する証明手数料

種 類	手数料	必要なもの
外国人登録原票記載事項証明書	1 通 300 円	外国人登録証明書

・外国人登録原票記載事項証明書は、総合支所の市民課でも発行します。